

[事案 2023-253] 新契約無効請求

・令和 6 年 6 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-252] の申立人の兄弟である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 2 月に自分の父を法定代理人として契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料から解約返戻金および一時金を控除した金額を支払ってほしい。

- (1) 自分の祖父が、募集人に対し、自分を含む孫 2 人への資金援助に何が一番よいか相談したところ、募集人から、学資保険より個人年金保険の方が損が出ない、個人年金保険は高校・大学時に一時金が出るなどと説明された。しかし、自分の高校入学が近づいてきたので申請の準備を始めたところ、約 10 万円の損が出るが発覚した。
- (2) 令和元年 6 月の契約内容変更時、募集人の指示で、祖父が親権者の字を真似てサインした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、2 回ほど申立人祖父の自宅を訪問し、個人年金保険の設計書や生前贈与のパンフレットを用いて説明した。設計書では、払込保険料累計額や年金累計額、払込保険料累計額に対する年金累計額、解約返戻金額の推移などを説明した。
- (2) 募集人は、進学時に必要となれば保険料の減額をして返還金を受け取れるが、その場合は設計書に記載されたとおりの受け取りはできなくなることを説明したが、申立人祖父はお金が必要なら別に用意してあげればいいから減額することにはならないという趣旨の発言をした。
- (2) 申込時、募集人らは申立人父にも同様の説明をし、申立人父によって申込手続が行われた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を把握するため、申立人祖父および申立人父、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情もないことから、和解による解決の見込みがないと判断し、手続を終了した。